

市民活動情報

北海道立市民活動促進センターは、地域社会のニーズに的確に応えようとするNPOなどの道内の市民活動を応援しているセンターです。

特集

「市民活動の基礎知識」

よくある市民活動についての質問をご紹介します。

3月もうすぐ終わり、年度末を迎えるNPOは大変お忙しいことでしょう。さて今回の情報誌は、市民活動の相談から、市民活動について基礎的な質問を集めてご紹介したいと思います。今活動している方でも、知らなかったこともあるかもしれません。もう一度原点に戻る気持ちで、見直して下さいと嬉しいです。

Q1：「市民」って何ですか？

「市民」というと、〇〇市の住民（「札幌市民」「釧路市民」など）という意味で使われますが、「市民活動」という時の「市民」は、そういった意味ではありません。「市民」とは、「社会に対して興味や問題意識を持ち、社会のルールを尊重しつつ、個人の自由意志に基づいて発言し、自分にできる範囲で行動する意志を持つ人」と一般的にいわれています。

Q2：「市民活動」って何ですか？「住民運動」とは違うのでしょうか？

上記のような「市民」が中心となって、ボランティア活動やNPO活動など、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を、「市民活動」と呼びます。一方、「住民運動」というと、自分たちの地域のために行う活動に対して使われることが多いようです。例えば、北海道の人たちが、ベトナムの障がい者を支援するために募金活動をしている場合、これは市民活動とはいえませんが、住民運動とは言えないでしょう。市民活動は社会のため、住民運動は地域のため、ととらえればわかりやすいでしょう。

Q3：ボランティアとNPOの違いは何ですか？

NPOは、Not-for-Profit（又は、Non-Profit）Organization、非営利組織の略で、「組織」として活動に取り組みうというものであり、ボランティアは「個人」として活動に取り組みうという違いがあります。また、「ボランティア」という言葉が使われるときは、「自発的な奉仕＝無報酬の活動」といったニュアンスが含まれる場合があります。ある程度の対価を得て組織を運営するNPOとは違うという論調もあります。ただし、非営利組織の運動基盤がしっかりすることで、個人がボランティア活動に参加しやすくなるということもあります。NPOとボランティアが互いに強い絆で結ばれていることが重要です。

Q4：NPOとNPO法人は違うのですか？

NPOは、民間非営利組織の総称です。共通の目的を持った人達が集まって自発的に行う組織的な活動には、行政の許可や届け出、登録などはそもそも不要です。しかし、その団体が、たとえば団体名義で事務所を借りたり、契約の主体になるときなどに不都合が生じる場合もあります。そこで特定非営利活動促進法（以下NPO法）が整備されました。組織が大きくなるなどの理由で法人格が必要になった団体が要件を満たす書類を提出し、所轄庁の「認証」を受けることによって、NPO法人となることが出来ます。

特集

「NPO法人の基礎知識」

よくあるNPO法人についての質問をご紹介します。

こちらのページは、NPO法人格を取得したいという相談から、NPO法人について基礎的な質問を集めてご紹介いたします。法人格の申請を考えている方、既に法人格を持っている方も、今一度ぜひ読んで下さい。

Q 5：NPO法人の行う「非営利活動」とは無償活動のことですか？

「非営利」というのは、「得られた利益を団体の構成員に分配しない」という意味です。活動資金としての会費や寄付を集める以外に、有償サービスを提供するなど、活動に対する対価をもらうことは差し支えありません。なお、配当や拠出金の還元を前提とする「出資金」という方法で資金を集めることはできません。

Q 6：「認証」とはどういう意味ですか？

「認証」とは、ある行為が法令に適合しているのかどうかということ審査し確認をして、その判断を表示する行為として一般的に使用されているものです。NPO法では、いわゆる公益法人の設立許可のように行政裁量の範囲が広い制度とは異なり、設立要件の判断において所轄庁の裁量の余地は極めて限定されており、NPO法第12条に規定する設立要件に適合すると認めるときには認証しなければならないとされています。また、その確認手段も実態審査ではなく「書面審査」によって行うことが原則とされています。

Q 7：NPO法人は、所轄庁からいわゆる「お墨付き」を得たものではないのですか？

認証されたからといって、所轄庁がその団体の活動についていわゆる「お墨付き」を与えたわけではありません。団体がどの程度信用できるかについては、所轄庁で公開されている情報や各団体のHP、会報など、団体のさまざまな情報をもとにして、市民一人一人が判断することが求められています。

※「北海道市民活動促進条例」とは？

北海道では、平成13年3月に「北海道市民活動促進条例」を定め、その前文では「市民活動の一層の促進を図り、地域に暮らす一人一人の取組みによって支えられる多様で豊かな地域社会からなる自律した北海道を目指すため、この条例を制定する」とあり、第3条には「市民活動は、道、事業者及び道民の理解の下に、社会全体で促進されなければならない」とあります。北海道内のNPOやNPO法人の活動内容や形態はさまざまですが、共通していることは、自分たちが暮らす地域や社会全体をよりよいものにしていきたいという活動であること、そして「市民」が中心となって自主的に自律的に行っているということです。そんな市民活動を、北海道全体で促進していこうという意識を取り決めた条例があることは、北海道内で活動するNPOにとって、大きな指針になると思います。

※「NPOへの業務委託推進方針」とは？

北海道は、平成15年11月に「NPOへの業務委託推進方針」を策定しました。この方針は「NPO法人の増加、道民サービスの向上、地域経済の活性化、行政運営の効率化」などの視点から、「新しい公益の担い手としての役割が期待されるNPOに対し、道の事務事業の業務委託を推進するために」作られたものです。この方針では、対象業務、業務委託の方法などが定められています。委託業務を考える際に、役立てて下さい。

※北海道内全般のNPO情報が欲しいときは？

道内のNPOやNPO法人について知りたい時は、当センターのHPに市民活動団体情報提供システムがありますので、どうぞご利用下さい。また「北海道内のNPO法人設立の申請・認証状況」や「所在地別の認証申請数」など、北海道内に所在するNPO法人の情報なども公開しています。北海道内のNPOについての質問がありましたら、当センターへお尋ねください。

※市民活動やNPO法人格の申請などの相談をしたいときは？

当センターでは専門の相談員が、NPO法人の設立・市民団体の運営・市民活動全般のご相談を、常時受け付けております。その方法は、電話・FAX・メール・来館などいずれの方法でも構いません。どうぞ、お気軽にご連絡下さい。

○北海道立市民活動促進センター <http://www.fureaizaidan.or.jp/npo.html>

平成17年度 北海道立市民活動促進センターの事業計画を紹介します！

その1 市民活動よろず相談を行います！

NPOで活動中の相談員や、税理士、司法書士などの市民活動メンターが、団体運営や実務に関する相談、NPO法人設立に関する相談など、市民活動に関わる相談にお応えします。

その2 講座やフォーラムを開催します！

入門講座：市民活動への参加のきっかけづくりをめざします。

スタッフ養成講座：市民活動団体で働きたい方のために理論から実践へ統立てて学習します。

スキルアップ講座：市民活動団体スタッフの実務能力UPのための実践的な内容です。

アドバイザー養成講座：地域リーダーの指導力を高めます。

市民活動全道フォーラム／市民活動地域フォーラム：市民活動に関心のある人や、どっぷり活動につかっている人、企業や行政の関係者などが交流し、市民活動の活性化を計り、課題解決の方策をさぐります。

その3 調査研究を行います！

市民活動のニーズをさぐり、調査結果をセンター事業に反映します。

その4 情報発信します！

情報誌やホームページで市民活動のお役立ち情報をお届けします。

あなたの活動を紹介する
パンフレット、

チラシ、ポスター、会報など
北海道立市民活動促進
センターに置きま
せんか！



実際にさまざまな活動をしている人、市民活動に関心のある人が集まる北海道立市民活動促進センターには、市民活動の新情報を求めてアンテナを高く伸ばしている人が数多く訪れます。パンフレットやチラシ、会報などを置いて、あなたの活動の宣伝に活用しませんか！

方法は？

センターに直接持参、郵送どちらでもかまいません。直接持参された場合は、職員が掲示等を行いますので、受付にお申し出ください。パンフレット類は、30～100部、チラシ類は30～50部、会報は1～10部程度置いていける団体が多いようです。



【入り口すぐのパンフレット置き場】
NPOの情報収集にくる人が多いので、ここに置くとすぐなくなります。

ただし、営利目的と判断されるものや、政治・宗教を主な目的とする内容のものは受け付けられませんので、予めご了承ください。



【会報掲示板】
最新号の会報を掲示しているので、今の動きがわかります。



【会報ファイルコーナー】
各団体ごとにまとめている会報ファイルがあります。過去の活動を知ることができます。

センターインフオメーション

道内各地で開催した講座・フォーラムを一部紹介します

●市民活動基礎講座●

市民活動への参加のきっかけや基礎知識を学ぶ講座を道内14カ所(江別・北広島・函館3カ所・江差・占冠・留萌・遠軽・網走・室蘭・帯広・阿寒・釧路)で開催しました。



「市民ならではの国際交流」函館会場



「音楽でまちづくりができるか」室蘭会場

●地域リーダー養成講座●

市民活動のリーダー的役割を担う人材として広域的な視野と専門的な知識を身に付ける講座を道内7カ所(千歳・岩見沢・旭川・稚内・網走・帯広・中標津)で開催しました。



「まちづくり講演の様子」旭川会場



「リーダーシップ論を学ぶ」網走会場

●市民活動スキルアップ講座●

実務能力のアップを目的に道内7カ所(札幌・函館・岩見沢・旭川・苫小牧・帯広・釧路)で「会計講座及び相談会」、札幌で「ファシリテーター養成講座入門編」を開催しました。



「会計実務講座の風景」帯広会場



「会計や運営等の相談会」釧路会場

●市民活動全道・地域フォーラム●

市民活動関係者が一堂に会し、地域の課題をテーマにしたフォーラムを道内11カ所(札幌2カ所・北広島・函館・旭川2カ所・常呂・留辺蘂・苫小牧・浦河・釧路)で開催しました。



「NPOの学校祭」札幌会場
(全道フォーラム)



「コミュニティレストランでまちづくり」網走会場 (地域フォーラム)

おすすめ BOOKS

『NPOと行政・協働の再構築』

—これまでの10年、これからの10年—

内容：協働の実現は、社会全体の仕組みそのものを変革する問題であり、同時に市民(NPO)、行政、企業が自己変革を進めながら取り組まなければならない大きな課題であり、特に緊急課題を抱えているのは自治体と言われている。

第一章は、日本のNPO運動は何のために始めたのか、何をすべきなのかを論じ、第二章は、「協働の仕組み」を市民活動・推進・促進・協働・参画などの諸条例から検討し、「法人格」の重要性に着目し、より具体的な観点から、行政とNPOとの関係を変化させようとする影響力を持っているとされる「指定管理者制度」について検討している。

第三章は、「協働のシステム化に向けて」を協働の課題解決への視点を提示し、個々の協働事業を救うための「協定書」を様々な角度から説明している。

著者：山岸秀雄・菅原敏夫・粉川一郎

発行：株式会社 第一書林

価格：1,429円



●市民活動団体スタッフ養成講座●

札幌・函館・苫小牧会場でNPO・NGOの取り組みや運営についての知識と実践的な能力を身に付けるための研修講座をそれぞれ10日間(60時間)の日程で開催しました。



「お互いを知り合う」苫小牧会場



「牛乳パックでリサイクル実習体験」函館会場

編集後記

いろんな活動がありますが、私の最近の関心はもっぱら「子育て、親育ち」。子育て支援の活動に刺激を受けたり、気持ちがあふれたり、助けられています。(く)

編集委員：堀越恵子、東田秀美、大石真義、日下路得子、山本真司